

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産振興部 水産課

法令名	漁船法	法令の番号	昭和25年法律第178号							
許認可等の種類	動力漁船以外の船舶の転用の許可	根拠条項	第4条第1項							
審査基準	<p>都道府県知事は、下記の各号の一に該当する場合を除き、許可をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 隻数又は合計総トン数に最高限度の定めがある場合、その申請に係る許可をすることによってその漁業に従事する動力漁船の隻数又は合計総トン数が高限度をこえるとき。 2. 性能の基準に定めがある場合、その申請に係る動力漁船の性能がその基準に適合しないとき。 3. その申請に係る動力漁船に従事する漁業が起業の認可を要する場合及び漁業の許可を要する場合、その漁業につき起業の認可がないとき又はその漁業につき許可の見込みがないとき。 									
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間	2ヶ月	目次NO	21
							標準経由時間	—		